



報道発表資料の配付日時 11月18日(水) 17時00分

発表項目 (行事名)	寿都町及び神恵内村における文献調査開始にあたっての国への申入れについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>原子力発電環境整備機構（NUMO）が、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、寿都町及び神恵内村において文献調査を開始するにあたり、本日、知事から経済産業大臣に対し、別添のとおり文書で申入れを行いましたので、お知らせします。</p>		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	（場所）	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課（担当者：長島） TEL ダイヤルイン 011-204-5361 内線 26-175		
-------------	---	--	--

環エネ第1100号

令和2年(2020年)11月18日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

北海道知事 鈴木 直道

寿都町及び神恵内村における文献調査開始にあたっての申入れについて
日頃から、本道行政の推進につきまして、格別のご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、寿都町及び神恵内村において「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号)」に基づく文献調査が開始されるにあたり、貴職にご対応いただきたい事項につきまして、別添のとおり申入れをさせていただきますので、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、申入れに係る貴職のお考え等につきまして、文書によりご回答いただきたく、併せてお願い申し上げます。

〔 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課エネルギー係
TEL:011-204-5361 〕

寿都町及び神恵内村における文献調査開始にあたっての申入れ

特定放射性廃棄物の処分は重要かつ全国的な課題であり、道としては、現在、幌延町において、全国で唯一、深地層研究を受け入れ、国の原子力政策において具体的な役割を果たしています。

この深地層研究の受け入れにあたり、幌延町が最終処分場になるのではないかと不安や懸念があった中で、特定放射性廃棄物を道内に持ち込ませないための担保措置として、平成12年に「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定しました。

この条例は、道内に最終処分場を受け入れる意思はないとの考えに立って制定されたものであり、文献調査は最終処分場の建設地選定プロセスの最初の段階であることから、道では、寿都町及び神恵内村に対し慎重な対応を求めるとともに、本年9月、条例の趣旨等についてご説明申し上げたところです。

こうした中、今般、寿都町及び神恵内村において、全国初となる文献調査が開始されることとなりました。道としては、周辺市町村などの理解が十分進んでいないことや、いわれのない差別的な扱いを受けたとの声が寄せられたといった状況を踏まえ、国及び調査の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）におかれては、道民の不安や懸念に添えていただきたいと考えております。

つきましては、次の各項目についてご対応いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 文献調査に伴い、北海道に特定放射性廃棄物を持ち込まないこと。
2. 文献調査の計画、進捗状況、結果について、道や周辺市町村などからの求めに応じ、説明会を開催するなど、丁寧な説明を行うこと。
3. 風評被害やいわれのない差別などが発生することがないように、広く国民に対し、責任を持って正確な情報の発信などの対策を行うこと。
4. 概要調査等へ移行しようとする際、知事又は当該町村長の反対があれば、当該町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外すこと。
5. 道としては、最終処分地の選定は全国的な課題であるとの基本的な考えの下、地盤の安定性や輸送適正等の観点から候補地を絞り込み、都道府県や自治体、住民に国が主体となって説明し理解を得ることが望ましいと考えるが、国におかれては、引き続き、全国において最終処分事業の理解促進に努めること。

令和2年11月18日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

北海道知事 鈴木 直道